

社会貢献推進企業の登録の手引

障害者雇用の推進など、社会的に広く求められる政策に積極的に取り組んでいる企業の経営努力及び社会貢献への姿勢を評価し、当該社会貢献活動を推進することを目的として、入札等において優先指名する等の優遇制度を設けます。

1 対象企業の範囲

- (1) 旭川市内に本店若しくは支店又は営業所等を有する企業であること
- (2) 旭川市物品購入等の競争入札参加資格者として登録又は登録を予定されている企業であること

2 登録企業に対する優遇制度

登録企業については、旭川市ホームページにおいて、社会貢献推進企業として名簿を公開するとともに、市の契約手続において次のように優遇してまいります。

- (1) 指名競争入札における指名業者の選定及び随意契約における見積書徴取相手方の選定において、登録企業を優先的に選定するよう努めます。
- (2) 物品購入（製造の請負を含む）契約において5万円以下の特命発注を行う場合には、登録企業を契約の相手方として優先的に選定するよう努めます。

3 社会貢献の対象及び登録要件

登録を行う社会貢献の対象は、次の(1)～(3)の項目です。そのいずれかの要件に該当した場合、社会貢献推進企業の登録となります。

(1) 障害者雇用の推進

登録の要件は、下記のア、イいずれかの要件に該当する企業です。ただし、ア、イともに旭川市内にある本店、支店等の事業所において、障害のある方を現に雇用していることが必要です。

ア 障害者の雇用状況について公共職業安定所へ報告義務のある企業は、障害者の雇用率が、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項の規定による率を超えていること。

イ 常用労働者総数が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による数未満であるなど、障害者の雇用状況について報告義務のない企業は、障害のある方を1人以上雇用していること。

(2) 環境対策の推進

登録の要件は、下記のア～エのいずれかに該当する企業です。（ア～ウについては旭川市内に所在する本・支店及び営業所等が含まれていること。）

ア ISO14001（環境の国際標準規格）の認証取得企業

イ エコアクション21（環境省策定）の認証取得企業

ウ HES（北海道環境マネジメントシステムスタンダード）の認証取得企業

エ 旭川市環境部で認定している旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度の認定事業者

(3) 子育て支援、男女共同参画の推進

登録の要件は、下記のア～エのいずれかの要件に該当する企業です。

ア 従業員（常用労働者）総数が100人以下の企業で、「次世代育成支援対策推進法」

に基づく一般事業主行動計画を策定し、北海道労働局へ届け出ていること。

イ 育児休業制度について、次の(ア)～(ウ)に掲げる要件の全てを満たしていること。

(ア) 育児休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。

(イ) 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。

(ウ) (イ)の要件に該当する取得者のうち取得期間が120日を超える取得者がいること。

ウ 介護休業制度について、次の(ア)～(ウ)に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(ア) 介護休業制度について、就業規則、労働協約等に定めがあること。

(イ) 旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に取得の実績があること。

(ウ) (イ)の要件に該当する取得者のうちに取得期間が45日を超える取得者がいること。

エ 出産や育児、介護を理由とした退職者の再雇用について制度を定めており、旭川市内にある本店、支店等の事業所において過去5年間に再雇用の実績があること。この場合、雇用とは正規雇用した者であること。

オ 従業員（常用労働者）総数が100人以下の企業で、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画を策定し、北海道労働局へ届け出ていること。

4 申請書の記入方法等

[共通]

(1) 申請者等

本店・本社等の所在地、商号又は名称、代表者役職・氏名を記入してください。なお、本店・本社等の所在地が旭川市の場合、旭川市内にある支店又は営業所の欄については、記入不要です。

(2) 申請担当者役職・氏名・連絡先

旭川市内の事業所における担当者の役職、氏名及び電話番号を記入ください。

(3) 記入項目

前記3の(1)～(3)までの項目に該当するものについて記入してください。

[障害者雇用の推進に係るもの]

障害者の雇用の促進等に関する法律の定めにより、障害者の雇用状況について報告義務のある企業は、該当様式のA表（上表）を使用してください。

また、常用労働者総数が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による数未満であるなど、障害者の雇用状況について報告義務のない企業は、該当様式のB表（下表）を使用してください。

なお、障害者雇用状況の報告義務（常用雇用労働者総数）及び障害者の雇用率、雇用人数については、各年6月1日現在（基準日）の状況としてください。

(1) 常用雇用労働者総数

A表では、障害者雇用状況報告書（公共職業安定所提出）の「常用雇用労働者の総数」を記入してください。

B表では、すべての事業所において常時雇用している従業員数の合計を記入して下さい。（代表者は除き、それ以外の常勤の役員は含みます。）

(2) 障害者の雇用率（A表のみ）

障害者雇用状況報告書の「実雇用率」の値を記入してください。

添付書類として、公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し（受付印のあ

る直近のもの)を添付してください。

(3) 障害者の雇用人数 (B表のみ)

すべての事業所において常時雇用している障害者の雇用人数の総数を、記入してください。

ここで、障害者とは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方です。

(4) 雇用されている方の住所及び手帳の種類

旭川市内にある本店、支店等の事業所で、現に雇用されている方(1名のみ)について住所と手帳の種類を記載してください。住所については、手帳記載の住所とは関わりなく、現にお住まいのところを記載してください。

※住所には、詳細な地番等は必要ありませんので、丁目までの記載としてください。

[環境対策の推進に係るもの]

該当するものに○を付けてください。

(1) 環境マネジメントシステム認証取得

有とした場合、該当する環境マネジメントシステム登録証等の写しを添付してください。

(2) 旭川市ごみ減量等推進優良事業所認定制度

認定の有無は、当該年の2月1日を基準に確認します。添付書類は必要ありません。

認定申請中の場合は、申請書枠内に「申請中」と追記して下さい(記載例参照)。

当該制度の認定要件は、旭川市環境部旭川市廃棄物政策課(電話 0166-25-6324)で御確認ください。

[子育て支援、男女共同参画の推進に係るもの]

該当するものに○を付け、必要事項を記入してください。

(1) 次世代育成支援に係る一般事業主行動計画の策定

計画を策定し、北海道労働局へ届け出ている場合に届出年月日を記入してください。

従業員総数は、すべての事業所において雇用している従業員(常用労働者)の総数を記入してください。なお、この欄は、従業員総数が100人以下であることが要件です。

添付書類として、一般事業主行動計画策定・変更届(受付印のあるもの)の写しを添付してください(写しは、北海道労働局に依頼し、提供を受けて下さい。)。

(2) 育児休業制度及び介護休業制度

申請日を基準にして、過去5年間の取得者と次の取得日数を記入してください。

育児休業の場合は、取得期間が120日を超える方の取得日数。

介護休業の場合は、取得期間が45日を超える方の取得日数。

過去5年間の範囲は、休業取得の開始日と終了日が共に5年以内であるもの及び現在、休業取得中のものです。また、現在、休業取得中である場合は、予定する休業期間を基に取得日数を求めてください。

添付書類として、制度内容を規定した就業規則、労働協約等の写しを添付してください。

(3) 出産や育児、介護を理由とした退職者の再雇用制度

申請日を基準にして、過去5年間の再雇用者数を記入してください。

添付書類として、制度内容を規定した文書の写しを添付してください。

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に係る一般事業主行動計画の策定

計画を策定し、北海道労働局へ届け出ている場合に届出年月日を記入してください。

従業員総数は、すべての事業所において雇用している従業員（常用労働者）の総数を記入してください。なお、この欄は、従業員総数が１００人以下であることが要件です。

添付書類として、一般事業主行動計画策定・変更届（受付印のあるもの）の写しを添付してください（写しは、北海道労働局に依頼し、提供を受けてください）。

5 登録申請の手続

(1) 提出期間等

申請の期間、場所は、旭川市物品購入等の競争入札参加資格審査の更新申請及び追加申請の提出期間、提出場所と同じです。また申請書の配布も提出場所で行っています。

それぞれの期間等については、旭川市総務部契約課（電話０１６６－２５－５７３６）のほか、旭川市ホームページで確認ください。

(2) 提出方法

提出場所に郵送又は持参してください。

(3) 登録状況の通知

内容確認後、登録の有無を通知します。

6 登録の有効期間等

(1) 有効期間

登録の有効期間は、原則３年間です。ただし、旭川市物品購入等の競争入札参加資格の有効期間の満了により終了します。

(2) 申請内容の変更

障害者雇用の推進で登録している場合で、障害者本人の退職などにより登録要件に該当しないこととなったときには、登録を取り消すことになりますので、市に届け出てください。なお、不明な点は、下記の契約課（制度担当）まで問い合わせください。

(3) 登録の取消

虚偽の申請など社会貢献推進企業として相応しくない事実が判明したときは、登録を取り消します。

(4) 登録制度

本登録申請手続は、旭川市競争入札参加者の社会的な貢献度を評価する入札契約制度実施要領に基づくものです。

要領は、旭川市ホームページ（入札情報・契約課のページ）で御確認いただけます。

7 問合せ先

手続等で不明な点は、それぞれ以下の部局に確認ください。

- | | | |
|------------|---------------------------|-------------------|
| (1) 登録手続 | 旭川市総務部契約課 第二庁舎 5 階 | (電話 0166-25-5736) |
| (2) 障害者雇用 | 〃 福祉保険部障害福祉課 総合庁舎 2 階 | (電話 0166-25-6476) |
| (3) 環境対策 | 〃 環境部廃棄物政策課 総合庁舎 5 階 | (電話 0166-25-6324) |
| (4) 子育て支援 | 〃 子育て支援部子育て支援課 総合庁舎 3 階 | (電話 0166-25-9128) |
| (5) 男女共同参画 | 〃 女性活躍推進部女性活躍推進課 総合庁舎 6 階 | (電話 0166-25-9785) |